

特別管理産業廃棄物処理業務委託契約書（収集運搬・処分用）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）神奈川県立こども医療センター総長 黒田達夫（以下「発注者」という。）と【落札者】（以下「受注者」という。）は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター（以下「センター」という。）から排出される特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分に関して、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 この契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）及び関係法令に従い、センターから排出される特別管理産業廃棄物（感染性）の適正処理を行うことを目的とする。
- (2) 契約の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約単価 20リットル容器 1リットルあたり ○○○円（税抜）
50リットル容器 1リットルあたり ○○○円（税抜）
ダンボール60リットル容器 1リットルあたり ○○○円（税抜）
（請求金額は契約単価に数量を乗じ、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。）
なお、「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算定した額とする。
- (5) 契約保証金 免除する。
- (6) 代金支払場所 株式会社三井住友銀行横浜支店

（代金の支払方法）

第2条 代金（1円未満の端数は切捨）の支払いは、毎月の業務の検査完了後、発注者が受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

（履行遅滞）

第3条 受注者は、本契約に定める委託業務を契約期間内に履行することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときを除き、遅滞日数1日につき当該業務に係る契約金額に遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める率で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰する事由により第2条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を請求できる。

（権利義務の譲渡）

第4条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

（業務の適正履行）

第5条 受注者は、この契約に定める委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(労働関係法規の遵守)

- 第6条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(業務の内容)

第7条 受注者は、センターから排出される特別管理産業廃棄物を収集・運搬及び処分（中間・最終処分をいう。以下同じ。）するものとする。

2 前項の廃棄物の運搬には、保冷バンを使用すること。

3 受注者が処分できない特別管理産業廃棄物があるときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、特別管理産業廃棄物を搬入することとなる処分業者を、遅滞なく発注者に報告するとともに、この業者について、その許可証を発注者に提出するものとする。

(2) 発注者は、前号により受注者から処分業者の申し出を受け、その許可証の写しの内容について適當と認めたときは、この処分業者と特別管理産業廃棄物の処分に関する契約を締結するものとする。

この場合、受注者が特別管理産業廃棄物を搬入することとなる処分業者への請負代金の支払いに関しては、受注者が責任をもって支払うものとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第8条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は別紙「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）を参照）の作成を行うものとする。

表1

産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（血液等が付着した注射針等）
産業廃棄物の性状及び荷姿	プラスチック容器
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 受注者は、電子マニフェストシステムに登録されている情報に虚偽の情報が含まれている場合は、委託業務に係る産業廃棄物の引取りを一時停止し、発注者に電子マニフェストシステムに登録されている情報の修正を求め、修正内容を確認の上、委託業務に係る産業廃棄物を引取ることとする。

(受注者の事業範囲)

第9条 受注者の事業範囲は次のとおりであり、受注者はこの事業範囲を実施できることを証するものとして、許可証の写しを発注者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

(2) 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

(搬出日及び搬出場所)

第10条 搬出日及び搬出場所は仕様書のとおりとする。

(処分の場所及び方法)

第11条 受注者は、発注者から委託された第9条に規定する特別管理産業廃棄物を次のとおり処分する。
受注者は、発注者に対し中間処理後の最終処分の場所等について必要な情報を提供しなければならない。
発注者は受注者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地・名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分の場所等に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知しなければならない。

1 中間処理（1）

会社名	
所在地	
処分の方法	
処理能力	

2 受注者は、発注者から委託され、前項の場所で処理された廃棄物を次の処理場に搬入する。

中間処理（2）

会 社 名	
所 在 地	
処 分 の 方 法	
処 理 能 力	

中間処理した産業廃棄物は、全て燃料素材としてリサイクルし、有価物販売されるので、最終処分に該当しない。

中間処理（2）

会 社 名	
所 在 地	
処 分 の 方 法	
処 理 能 力	

中間処理した産業廃棄物は、全てリサイクルし、路盤材、鉄鋼製品に有価物販売されるので、最終処分に該当しない

中間処分（2）

会 社 名	
所 在 地	
処 分 の 方 法	
処 理 能 力	

中間処理した産業廃棄物は、全てリサイクルし、路盤材、鉄鋼製品に有価物販売されるので、最終処分に該当しない。

中間処分（2）

会 社 名	
所 在 地	
処 分 の 方 法	
処 理 能 力	

中間処理した産業廃棄物は、全てリサイクルし、路盤材、鉄鋼製品に有価物販売されるので最終処分に該当しない。

最終処分（3）

会 社 名	
所 在 地	
処 分 の 方 法	
処 理 能 力	

(積替保管)

第12条 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第1条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を、原則として他者に委託しないものとする。ただし、契約期間中に、収集・運搬及び処分業務を他者に委託する必要が生じた場合は、受注者は、発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い、収集・運搬及び処分業務を再委託することができる。この場合において、発注者が必要と認めた場合、発注者と受注者が協議の上、この再委託を受注者の責任において解除することがある。

(電子マニフェスト)

第14条 発注者及び受注者は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下、「電子マニフェストシステム」という。）を利用するものとする。また、受注者は、電子マニフェストシステムを利用可能であることを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

(発注者の義務と責任)

第15条 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する特別産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対して速やかに書面をもって変更内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等変更幅は、特別管理産業廃棄物の発生過程の変更による性状の変更は腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めるものとする。

(受注者の義務と責任)

第16条 受注者は、発注者から委託された特別管理産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故及び第三者への損害については、その原因が発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

- 2 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにその旨を登録するものとする。また、受注者は、発注者から委託業務終了報告書の作成を求められたときは、これに応じるものとする。
- 3 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ、発注者における影響が最小限になるように努力するものとする。

(第三者損害)

第17条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第18条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(秘密の保持等)

第19条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法等)

第21条 受注者は、センターから排出される特別管理産業廃棄物を収集・運搬及び処分（中間・最終処分をいう。以下同じ。）する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第22条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する法人の事業年度から6事業年度の間は、同様とする。

(発注者の解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (3) 第14条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。

2 受注者の義務違反により発注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた特別管理産業廃棄物の処理が未だ完了していない物があるときは、発注者又は受注者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、解除された後も、特別管理産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている特別管理産業廃棄物について収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 上記(2)の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を受注者に対して償還を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第24条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
 - (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、記載された予定数量に契約単価を乗じた額の合計の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第25条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第26条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。
- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

- 第27条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、記載された予定数量に契約単価を乗じた額の合計の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める率で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

2 契約金が未払の場合にあっては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(受注者の解除権)

第29条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 契約内容等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

2 発注者の義務違反により受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた特別管理産業廃棄物の処理が未だ完了していない物があるときは、受注者は、発注者に対し、損害賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の特別産業廃棄物に関して、発注者の費用をもって当該特別産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対して当該運搬費用を請求することができる。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第31条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第32条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、法人の会計に関する規程に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 横浜市南区六ツ川2-138-4
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立こども医療センター
総長 黒田 達夫

受注者 【落札者】

[契約書別添]

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務及び本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守せるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ

て、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

- 6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものである。

（個人情報の取扱い及び取得）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的ができる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された媒体（媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複写等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された媒体を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された媒体に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

- 2 受注者は、発注者から媒体の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してもならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して第1項の個人情報を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は、次の各号の定めるところにより措置を講じなければならない。
- (1) 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
 - (2) 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること。
 - (3) 個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
 - (4) 情報システムの使用に伴う個人情報の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。
- 12 受注者は、前2項に定める個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的に実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

- 第12条 発注者から引き渡された媒体に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
 - 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるものとする。

（立入調査等）

- 第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求ること及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

（契約の解除）

- 第15条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求ることはできない。

（損害賠償）

- 第16条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。